

大東市本人通知制度登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 大東市長

申込者 (窓口に来た者)

住 所

氏 名

連絡先

申込者の区分 1 本人 2 法定代理人 3 法定代理人以外の代理人

本人通知制度を利用したいので、大東市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

登録者の氏名	フリガナ <input type="checkbox"/> 申込者の氏名に同じ	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
登録者の住所 (住民登録地)	<input type="checkbox"/> 申込者の住所に同じ 〒 -		
連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者の連絡先に同じ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()		
通知対象とするもの	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除かれた住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本・戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄(抄)本・改製原戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 除戸籍謄(抄)本・除戸籍の附票		
	住民登録地	<input type="checkbox"/> 登録者の住所に同じ 大東市	
	本 籍	大東市	
		筆頭者	<input type="checkbox"/> 登録者の氏名に同じ

備考 次の書類を提示又は提出してください。

- あなたが本人等であることを証明する書類 (運転免許証、個人番号カード (マイナンバーカード)、パスポート等)
- あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類
- あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状等)

市記入欄

受付	本人等の確認書類	その他確認書類	備 考
	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 年金手帳・証書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> 戸籍(親権) <input type="checkbox"/> 登記事項証明(法定代理) <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他	

大東市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この申込みにより登録をした者(以下「登録者」という。)に係る住民票の写し等^(※1)を第三者(本人等^(※2)の代理人又は本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付したときに、その事実について通知するものです。
 - ※1 「住民票の写し等」とは、次のものをいいます。
 - (1) 住民票の写し及び削除された住民票の写しで本籍を記載したものならびに戸籍の附票の写し及び削除された戸籍の附票の写し
 - (2) 戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書ならびに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面
 - ※2 「本人等」とは、住民票の写しの場合にあつては、当該住民票に記載された者及びその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し及び戸籍及び戸籍記載事項証明書を請求する場合にあつては、当該戸籍の附票又は戸籍に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます
- 2 第三者に対し、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者の住民登録地に次の事項を記載した大東市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
 - (1) 交付年月日
 - (2) 住民票の写し等の種類及び通数
 - (3) 交付請求者の区分
- 3 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、大東市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。**ただし、同条例の規定により、開示される情報については、制限されることがあります。**
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳又は戸籍簿等に記録され又は記載されている者であっても登録をしていなければ通知の対象となりません。
- 5 この制度に登録しようとする者は、この申込書に必要な事項を記入及び窓口に来られた方の署名又は記名押印の上、申込者本人であることが確認できる書類(個人番号(マイナンバー)カード、写真付き住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類。以下「本人確認資料」という。)を提示又は提出してください。
- 6 代理人により申込みする場合は、前項に加え代理の事実がわかる書類(法定代理人の場合は戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類、その他の代理人の場合は委任状)を提示又は提出してください。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 申込者が疾病等により直接、登録申込をすることができない場合
 - (2) 申込者の住民登録地が他の市区町村である場合
- 8 郵便等により登録の申込みをするときは、この申請書に必要な事項を記入の上、本人確認資料の写し及び返信用封筒(あて名を記載し、返送に要する切手を貼ったもの)を同封してください。
- 9 この申込みによる登録期間は、廃止等の申出がない限り無期限で登録が継続されます。
- 10 この登録を廃止する場合又は転出もしくは転居等により登録をした住所等の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。
- 11 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村へ調査を行う事がありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上、登録申込をしてください。